

白井市障害者計画2016-2025 自己評価集計表（平成30年度）

基本目標	<b>1 地域での自立生活への支援の推進</b>
内容	住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、地域生活の基盤の充実に努め、障がいがあっても健康に暮らせるまちづくりを進めます。
施策の方向	<b>(1) 相談体制・情報提供の充実</b>
内容	各種相談・情報提供の体制の充実に努めるとともに、適切なサービスの効果的な利用を促進するため、障がいのある人についてのケアマネジメントの充実を図ります。

施策	通番	重点取組	事業等	左記の内容	自己評価平均点（満点:3点）※		
					H28年度	H29年度	H30年度
①相談体制の充実	1	○	保健福祉相談の充実	関係各課・関係機関と必要に応じて連携・調整を図りながら、保健福祉に関する総合相談を実施します。	2.00	2.00	2.00
	2	○	一般相談の充実	市内2か所の相談場所を中心に、障がいのある人と家族等からの一般相談に対応していく体制を充実させます。	0.00	0.00	2.00
	3	○	「基幹相談支援センター」の設置	基幹相談支援センターについての検討を進め、第4期障害福祉計画期間中に設置し、困難事例や虐待防止の対応の充実などを図ります。	0.00	0.00	1.00
	4	○	訪問相談体制の充実	保健師等が障がいのある人、難病患者の自宅や通所している市内の事業所等を訪問し、健康管理に必要な相談・保健指導や家族の健康管理、生活および社会復帰に関する相談を行います。	1.00	2.00	2.00
	5	○	サービス利用相談・支援体制の充実	利用者が自立支援サービスをはじめとした各種サービスを適切に利用できるよう、制度や事業所の紹介などを実施するとともに、相談支援事業所への委託について検討し、相談・支援体制のいっそうの充実を図ります。	2.00	1.00	2.50
	6	○	「こころの相談」の実施	精神科医師や精神保健福祉士によるこころの相談を実施します。	2.00	2.00	1.50
	7	○	発達障がい相談体制の整備等	発達障がいに関して相談を希望する方が地域で相談できる支援体制の拡充を図ります。また、県が設置している発達障害者支援センターC A S（キャス）と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行っていきます。	2.00	2.00	2.00
②障がい者ケアマネジメント体制の構築・確立	8	○	障がい者ケアマネジメント体制の確立	指定相談支援事業者に関する情報の提供に努め、在宅の障がい当事者等が相談・利用しやすいケアマネジメント体制の確立に努めます。	2.00	2.00	2.00
	9	○	ケアマネジメント担当者の育成	障がいのある人のケアマネジメントを行う相談支援専門員の育成を図るため、専門員を雇用する相談支援事業所への支援等に努めます。	2.00	2.00	2.00
③情報提供の充実	10	-	パソコン講座の実施	身体障害者福祉センターで3障がい（身体・知的・精神）の人を対象に実施しているパソコン講座を継続し、障がいのある人および家族の情報取得技術の向上を図ります。	2.00	2.00	2.00
	11	-	情報バリアフリーの促進	I C Tの急速な進展に対応するため、各種講習会、講座の開催などによる障がいのある人の技能の向上と、障がいのない人との情報格差（デジタルデバイド）の縮小を図ります。	2.00	2.00	2.00
	12	-	ホームページのアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上	視覚（色覚）障がい者が市ホームページを閲覧しやすいよう、ホームページ閲覧支援ツール（文字サイズ変更・音声読み上げ・背景色変更）の導入を継続します。	2.00	2.00	2.00
	13	-	視覚障がい者に配慮した情報提供の充実	行政文書について、印刷物だけでなく、CDなど音声による媒体の作成に努め、視覚障がいのある人への情報提供を充実させます。	2.00	2.00	2.00
	14	-	図書館でのサービスについての情報の提供	視覚障がい者、肢体不自由者などの図書館の利用が困難な市民へ、書籍の宅配、朗読テープ作成、代読など実施しているサービスについての必要な情報提供を行うとともに、その読書要求に応えます。	3.00	1.00	1.00
	15	○	高次脳機能障がい者への支援	県で実施する高次脳機能障がい者への支援の取り組み（県高次脳機能障害支援拠点機関等）を活用しながら、関係機関との連絡調整や情報提供などに努めます。	2.00	2.00	2.00
	16	○	サービス情報の周知	福祉サービスの情報をより的確に利用希望者に伝えるため、広報紙、しるい保健福祉ガイドブックや個別通知等の従来の情報提供手段に加えて、携帯電話向けホームページや登録者へのメール配信サービスによる情報提供を推進します。	0.00	0.00	0.00
<b>平均点</b>					<b>1.63</b>	<b>1.50</b>	<b>1.75</b>

※ [自己評価の配点]

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点    ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点  
 △当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点    ×実績や成果が全くなかった：0点

基本目標	1 地域での自立生活への支援の推進
施策の方向	(2) 権利擁護体制の充実
内容	生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障がいのある人が、安心して地域自立生活を送れるよう、その権利の擁護に努めます。

施策	通番	重点取組	事業等	左記の内容	自己評価平均点(満点:3点)※		
					H28年度	H29年度	H30年度
①権利擁護施策の推進	17	○	人権擁護のための活動の強化	人権意識の普及高揚を図るための啓発や人権擁護委員による人権相談を実施します。また、障がいのある人の人権を守るための各種施策を行います。	2.00	2.00	1.75
	18	○	「成年後見制度」の普及	意思表示が困難な障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度やその相談窓口の普及と利用の支援に努めます。	2.00	2.00	2.00
	19	○	「日常生活自立支援事業」の推進	在宅で日常生活を送る上で十分な判断ができない方や体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)を推進します。	2.00	2.00	2.00
	20	-	苦情対応の実施	福祉サービス利用者への支援の中で利用に関する苦情に適切に対応できるよう、地域の各関係機関と協力して利用者の意向を的確に把握し、苦情の解決に努めるとともに、必要に応じてサービス提供事業者に助言や指導を行います。	2.00	2.00	2.00
②当事者参画の促進	21	-	まちづくりへの参画の促進	障がいのある人からの情報や意見等を聴くために市政懇談会を開催するほか、各種シンポジウムおよび講演会に障がいのある人の参加を促し、市政への参画を促進します。 また、障がいのある人やその家族、障がい者支援事業所等の意見等を各種施策に的確に反映させるため、市と関係者が協働で計画の策定や進捗状況の把握に努めます。	1.00	2.00	2.00
③選挙における配慮の実施	22	-	投票しやすい環境の整備	各投票所に簡易スロープ、点字器、点字氏名掲示、車いす、老眼鏡、文鎮などを設置するとともに、必要に応じて職員が代理投票(本人の意思を2人の職員で確認したうえで代筆する)を行い、障がいのある有権者が投票しやすい環境づくりを進めます。	2.00	2.00	2.00
④障がい者虐待防止対策の推進	23	-	障がいのある人の虐待防止等対策	障がいのある人への虐待について、家庭等における暴力対策ネットワーク会議に基づいた対応や相談・支援により、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。	2.00	2.00	2.00
平均点					1.86	2.00	1.96

※【自己評価の配点】

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点      ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点  
△当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点      ×実績や成果が全くなかった：0点

基本目標	1 地域での自立生活への支援の推進
施策の方向	(3) 福祉サービスの充実と支援施設の整備
内容	障がい福祉サービスの質の向上や充実に努めるとともに、身体障害者福祉センターの充実や新たな地域生活支援拠点等の整備を図ります。

施策	通番	重点取組	事業等	左記の内容	自己評価平均点（満点:3点）※		
					H28年度	H29年度	H30年度
①指定障害福祉サービス等の充実	24	-	指定障害福祉サービスの推進	障がいのある人の自立の支援・促進や介護者・支援者の負担の軽減を図るため、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに属する各事業の推進を図ります。	2.00	2.00	2.00
	25	-	補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にする補装具の費用を給付し、自立生活の支援・充実を図ります。	2.00	2.00	2.00
	26	-	身体障害者福祉センターの充実	地域生活をしている障がいのある人が身体機能を維持し、他者との交流を図っていきいきとした生活を送れるよう、定期的な講座やパソコン開放、理学療法士による相談の実施、就労している障がいのある人の仲間づくりの場の提供など身体障害者福祉センター事業の充実に努めます。	2.00	2.50	2.00
	27	○	地域生活支援拠点の整備	第4期障害福祉計画についての国の基本指針で示された地域生活支援拠点等を整備し、地域における相談、体験の機会や場の整備、緊急時の障がいのある人等の受け入れ・対応、人材の確保・養成などの機能の提供を図ります。	1.00	0.00	0.00
②地域生活支援事業の充実	28	○	地域生活支援事業の推進	地域で暮らす障がいのある人の自立・日常生活の支援、および介護者の負担の軽減のため、個々のニーズに合った移動支援や意思疎通支援（手話通訳派遣）、日中一時支援、日常生活用具給付などの地域生活支援事業の推進を図ります。	1.25	1.25	1.75
	29	-	小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付	小児慢性特定疾患児に特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	2.00	2.00	2.00
平均点					1.71	1.63	1.63

※【自己評価の配点】

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点      ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点  
 △当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点      ×実績や成果が全くなかった：0点

基本目標	1 地域での自立生活への支援の推進						
施策の方向	(4) 保健・医療サービスの充実						
内容	身体障がい等の発生活予防や身体、知的、精神3障がい等の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいの特性をふまえて個別のニーズに対応できるよう、知的障がい者等の療育体制の整備に努めます。また、保健サービスの充実や、その結果に応じた医療につなげる支援の実施を図ります。						
施策	通番	重点取組	事業等	左記の内容	自己評価平均点（満点:3点）※		
					H28年度	H29年度	H30年度
①早期発見・療育の体制の充実	30	-	母子保健事業の推進	新生児訪問、乳児育児相談、1歳6か月および3歳児健康診査の際に医師等による内科診察・健康相談等を行い、疾病や精神・運動発達の違いを早期に発見して、事後指導・健康相談の充実を図ります。	2.00	1.75	2.00
	31	-	療育システムの充実	障がいのある乳幼児やその保護者が、必要な支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイルを活用するなどして、体制の整備・充実に努めます。	2.50	2.50	2.00
	32	-	療育相談・指導の実施	発達障がい児および発達障がいの疑いのある児童を対象に、基本的な生活習慣や理解力、言語、社会性を習得できるよう、療育・医療相談、個別指導・グループ指導等個々に必要な指導や支援を行い、心身の発達を促進・支援します。	2.00	2.00	2.00
②保健サービスの充実	33	-	各種健（検）診事業の実施	障がいがあっても受診しやすい環境づくりを心がけ、各種がん検診および特定健康診査等を受診し、自らの健康管理に役立てることができるよう図ります。	2.00	2.00	2.00
	34	-	歯科口腔保健の推進	障がい者（児）の口腔機能を維持するため、歯科保健指導や歯科健康診査を実施します。	2.00	2.00	2.00
③医療につなげる支援の充実	35	-	生活習慣病予防の推進	健（検）診の後に、その結果に応じた生活習慣病予防に関する情報を提供し医療につなげる支援を行います。	2.00	2.00	2.00
	36	-	健康相談の実施	障がいのある人、難病患者およびその家族を対象に、関係機関等との連携により健康問題に関する相談を実施し、適切な医療が受けられるよう支援します。	0.50	0.50	1.00
	37	-	医療機関情報等の提供	市民が病院の場所や診療時間、休診日、急病時の対応などを知り、安心して生活を送れるよう、広報紙、ホームページ、健康カレンダー等で医療機関等の情報を提供します。	2.00	2.00	2.00
平均点					1.88	1.84	1.88

※ [自己評価の配点]

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点    ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点  
△当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点    ×実績や成果が全くなかった：0点

基本目標	<b>2 社会参加の支援・促進</b>
内容	地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進していきます。
施策の方向	<b>(1) 障がい児の保育・教育の充実</b>
内容	障がいのある子どもたちが、地域の中で社会に参加しながら自分らしく自立して暮らしていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備・充実に努めます。

施策	通番	重点取組	事業等	左記の内容	自己評価平均点（満点:3点）※		
					H28年度	H29年度	H30年度
①早期療育・保育の充実	38	-	療育システムの充実〔31の再掲〕	障がいのある乳幼児やその保護者が、必要な支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイルを活用するなどして、体制の整備・充実に努めます。	2.50	2.50	2.00
	39	-	療育相談・指導の実施〔32の再掲〕	発達障がい児および発達障がいの疑いのある児童を対象に、基本的な生活習慣や理解力、言語、社会性を習得できるよう、療育・医療相談、個別指導・グループ指導等個々に必要な指導や支援を行い、心身の発達を促進・支援します。	2.00	2.00	2.00
	40	-	保育園における受け入れの推進	公立保育園における障がい児の入所受け入れ体制の充実に努め、障がい児が自立していけるよう一人ひとりの個性や適性に応じた保育を行います。	2.00	2.00	2.00
②学校教育（特別支援教育）の推進	41	-	就学相談の充実	一人ひとりの障がい、能力、適性等に応じた教育ができるよう、就学指導委員会など相談体制の整備を図り、適切な就学相談を行います。	2.00	2.00	2.00
	42	-	通級指導の充実	言語に軽度の障がいのある児童が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら障がいの状態に応じて特別な指導を受けることができる通級指導教室の充実を図るとともに、通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者にガソリン代の補助を行います。	2.50	2.00	2.00
	43	-	個別支援学級の充実	障がいの種類や程度に応じた教育ができるよう、施設・設備の充実や学級の開設を図り、必要に応じて介助員を配置します。	3.00	3.00	3.00
	44	-	教職員の研修の充実	教職員の障がい者（児）理解を深めるため、研修等の充実を図ります。 また、個別支援学級の担任について各種研修を充実させ、担当教諭の資質の向上に努めます。	2.00	2.00	2.00
③インクルーシブ教育システムの推進	45	-	交流教育の充実	各学校の計画に基づき、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を推進します。	2.00	2.00	2.00
	46	-	障がい者理解の促進	小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。	2.00	2.00	2.00
④放課後対策の充実	47	-	学童保育への受け入れ体制の整備	指導員を加配して障がいのある児童を学童保育所で受け入れ、健全育成を図ります。	2.00	2.00	3.00
	48	-	放課後対策事業の実施	特別支援学校通学児など障がいのある中高生に放課後の活動場所を提供するため、障害者支援センターでの受け入れ（放課後等児童デイサービス事業）を実施します。	2.00	2.00	2.00
平均点					2.18	2.14	2.18

※ [自己評価の配点]

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点      ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点

△当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点      ×実績や成果が全くなかった：0点

基本目標	2 社会参加の支援・促進
施策の方向	(2) 就労の支援・促進
内容	関係機関等との連携を図りながら、障がいの種類や程度に応じた就労の支援、就労機会の充実に努めます。

施策	通番	重点取組	事業等	左記の内容	自己評価平均点（満点：3点）※		
					H28年度	H29年度	H30年度
①一般就労の促進	49	-	障がい者雇用への理解の促進	障がい者雇用の義務、障がいのある人の職業の安定について中小企業等の事業主へ周知するとともに、各種支援・助成制度の活用や優遇措置についても周知を図ります。	2.00	2.00	2.00
	50	-	連携の推進・強化	国・県（公共職業安定所）との連携を推進・強化し、相談と情報提供など、きめ細やかで親切かつ適切な対応を図ります。また、特別支援学校、職業訓練校、事業主等の関係機関と連携することにより、相談や指導の体制を支援します。	2.00	2.00	2.25
	51	-	就労・生活支援機能の整備	地域生活支援センターなど地域の核となる施設に相談支援事業を委託し、障がいのある人の就労に関する相談に生活全般の問題も含めて対応・調整できるように、相談機能の充実に努めます。	2.00	2.00	2.00
	52	-	一般就労の支援	就労支援員を設置し、一般就労に向けた職場実習や体験の機会を提供します。特に市役所での職場実習がより多くの部署で実施できるように、研修等により、各課職員の理解の促進に努めます。	2.00	2.00	2.00
	53	-	公共機関における障がい者雇用の推進	市役所、図書館などの公共施設において、障がいのある人の雇用を推進し、法定雇用率以上の雇用に努めます。	3.00	3.00	2.50
②福祉的就労の促進	54	-	福祉施設の整備の推進	地域自立支援協議会と連携を図りながら、通所事業所の整備に努めるとともに、グループホーム、地域活動支援センター（地域生活支援センター）等の福祉施設の整備の支援を行います。	2.33	1.33	2.33
	55	-	「優先調達」の推進	白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針の内容を、調達実績とともに公表します。また、市の各部課に市内就労施設等が供給できる物品等について情報提供し、物品等調達額の増加に努めます。	1.00	2.00	2.00
平均点					2.05	2.05	2.15

※ [自己評価の配点]

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点    ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点

△当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点    ×実績や成果が全くなかった：0点

基本目標	2 社会参加の支援・促進
施策の方向	(3) 各種活動の支援・促進
内容	障がいのある人も気軽に参加できるようなスポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援を図ります。

施策	通番	重点取組	事業等	左記の内容	自己評価平均点（満点:3点）※		
					H28年度	H29年度	H30年度
①外出、コミュニケーション支援施策の推進	56	-	外出支援対策の推進	障がいのある人の外出機会を拡大するため、福祉タクシー事業や地域生活支援事業の移動支援事業・意思疎通支援事業の推進のほか、福祉車両の貸し出しや通院の送迎など地域のニーズに合ったサービスの推進を図ります。	1.80	2.00	2.00
	57	-	多様な活動機会の提供	障がいのある人のニーズに合わせてコミュニケーション支援の事業、ボランティア活動などを活用してガイドヘルパー、手話通訳者等介助者・支援者を派遣し、さまざまな活動に参加する機会の提供を図ります。	2.00	2.00	2.00
②スポーツ・文化芸術活動等の促進	58	-	スポーツ・文化等活動の支援・促進	障がいのある人も気軽に参加しやすい行事、講座、教室など障がいのある人のスポーツ・文化芸術・レクリエーション活動を支援・促進し、指導者の育成、施設のバリアフリー化、学校体育施設の開放、サークル活動への参加相談、援助者の配置、外出の支援など障がいのある人の社会参加・利用促進を図ります。	2.00	1.80	1.50
	59	-	「ふれあい広場チャレンジパーソンズスポーツ」の推進	市と他団体との共同で開催している「ふれあい広場チャレンジパーソンズスポーツ」への障がい当事者の参加を促進し、社会参加の実現を図ります。	2.00	2.00	2.00
③当事者団体等の育成・支援	60	-	障がい者団体の育成・支援	身体障害者福祉センター、地域福祉センターを中心として、障がい者関連団体の活動の場の提供や育成を図ります。	2.00	1.00	2.00
	61	-	団体間のネットワークづくりの支援	当事者団体相互の連携の強化とネットワークづくりを支援します。	0.50	0.50	1.00
	62	-	家族への支援	障がいのある人の家族について、団体に属しているかないにかかわらず、相談等、支援に努めます。	0.00	0.00	2.00
平均点					1.47	1.33	1.79

※ [自己評価の配点]

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点    ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点  
△当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点    ×実績や成果が全くなかった：0点

基本目標	<b>3 快適で人にやさしいまちづくりの推進</b>
内容	誰もが快適な暮らしを送れるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。
施策の方向	<b>(1) 福祉活動の促進</b>
内容	障がいや障がいのある人についての正しい知識を広め、障がいのある人への理解をさらに深めていくため、広報・啓発活動に努めます。また、福祉意識の普及や福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。

施策	通番	重点取組	事業等	左記の内容	自己評価平均点（満点:3点）※		
					H28年度	H29年度	H30年度
①啓発活動の充実	63	-	理解の啓発推進	市民に障がいや障がいのある人への理解のための情報を、広報紙、ホームページ等への掲載や講演会・研修会等の開催、福祉サマースクールなどによって提供し、理解についての普及啓発の推進を図ります。	2.00	2.00	2.00
	64	-	障害者週間行事の開催	障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害者週間行事の開催に取り組みます。	0.00	0.00	2.00
	65	-	職員等の研修機会の充実	職員および教職員を対象とした、障がい・障がいのある人に関する研修への参加の機会を設け、その充実を図ります。	1.80	1.80	1.80
	66	-	障がい者理解の促進【46の再掲】	小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。	2.00	2.00	2.00
②ボランティア、NPO活動の促進	67	-	ボランティアセンター活動の強化	ボランティア活動や福祉NPO活動を支援するとともに、ボランティアを必要とする人との間をつなぐボランティアセンターの充実を図ります。	2.00	2.00	2.00
	68	-	ボランティアの育成	ボランティアセンターなどにおいて障がいのある人とのコミュニケーションの方法、人権擁護意識についての学習等専門的な研修等を行い、多様なニーズに対応できるようボランティアの育成を図ります。また、活動しやすい環境づくりを進めながら、組織的な活動になっていくように支援し、地域に根づいた継続的な活動の促進を図ります。	2.00	2.00	2.20
	69	-	ボランティア情報の充実	広報紙「社協しろい」やホームページ、ボランティアセンター情報紙で障がい者ニーズ等の紹介を行い、住民啓発とボランティア登録者の増強を図ります。また、手話・朗読等の障がい者関連の各種講座の開催につき、広く情報提供を図ります。	2.00	2.00	2.00
	70	-	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の促進	地区社会福祉協議会（市内7地区）による「いきいきサロン」など、地域の特性を活かした地域ぐるみ福祉ネットワークの促進を図ります。	1.40	1.50	2.50
<b>平均点</b>					<b>1.65</b>	<b>1.66</b>	<b>2.06</b>

※ [自己評価の配点]

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点    ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点

△当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点    ×実績や成果が全くなかった：0点

基本目標	3 快適で人にやさしいまちづくりの推進
施策の方向	(2) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
内容	障がいがあっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できるようバリアフリー、ユニバーサルデザインのすべての人にやさしいまちづくりを目指し、法律や条例等の内容に則った「福祉のまちづくり」を進めます。

施策	通番	重点取組	事業等	左記の内容	自己評価平均点（満点：3点）※		
					H28年度	H29年度	H30年度
①外出環境の整備（福祉のまちづくり）	71	-	都市公園の整備	障がいのある人を含めたすべての人々が、安全、快適に利用できる公園づくりに努めます。	2.00	2.00	2.00
	72	-	公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	身体障がい者等の自立と積極的な社会参加を支援・促進するため、誰もが利用する建築物において、バリアフリー新法と千葉県福祉のまちづくり条例に基づき身体障がい者等が安全に安心して利用できるような整備を推進します。	2.50	2.33	2.00
	73	-	民間建築物における福祉的配慮の推進	民間の建設関係事業者にPRを行うとともに、新設する建築物に関して千葉県福祉のまちづくり条例への適合を要請していきます。	2.00	2.00	2.00
	74	-	交通安全施設等の整備	障がいのある人や高齢者が道路を安全に通行できるよう、歩道の新設、視覚障がい者誘導ブロックの敷設、歩道の段差や勾配の改良、音響式信号機等の整備を、関係機関と協力しながら計画的に推進します。	2.00	2.00	2.00
	75	-	循環バスの充実	障がいのある人を含めた交通弱者の日常生活における移動手段を確保するため、循環バスの充実を図ります。	2.00	2.00	2.00
	76	-	路上放置物等障害物の解消	障がいのある人が歩道を安全に安心して通行できるよう、関係機関と協力して不法占有物の撤去を行うとともに、歩行空間の確保に努めます。	0.00	0.00	1.00
	77	-	バリアフリーの商環境づくり	商業施設やそこまでの経路のバリアフリー化を進め、買い物がしやすい環境づくりを進めます。	2.00	2.00	2.00
②住宅バリアフリーの促進	78	-	住宅増改築相談の実施	障がいのある人が生活しやすいように工夫された住宅の整備を進められるよう、住宅増改築相談の充実と推進に努めます。	2.00	2.00	2.00
	79	-	住宅改造費助成制度の推進	障がいのある人が在宅で快適に日常生活を営み、自立および介助に適した環境を実現できるよう、浴室、トイレ、廊下等の改造に要する費用の一部を助成し、住環境の充実を図ります。	2.00	2.00	2.00
平均点					1.83	1.81	1.89

※ [自己評価の配点]

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点    ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点  
△当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点    ×実績や成果が全くなかった：0点

基本目標	3 快適で人にやさしいまちづくりの推進
施策の方向	(3) 防災・防犯等対策の推進
内容	市の地域防災計画等の関連施策と連携を図りながら、防災・防犯等の体制の整備を進めます。

施策	通番	重点取組	事業等	左記の内容	自己評価平均点（満点：3点）※		
					H28年度	H29年度	H30年度
①防災・防犯等対策の推進	80	-	防災知識の普及	障がいのある人および介助者等の防災に関する知識の普及を図るため、パンフレット、市広報紙等による啓発や防災訓練を行います。また、災害時に障がいのある人が安全に避難できるよう、防災訓練への参加の促進を図ります。	2.00	2.00	2.00
	81	-	緊急通報体制の整備	消防緊急通信指令システムの活用により緊急時の支援活動および災害時における救援活動が円滑・迅速に実施できるよう、体制の整備に努めます。	2.00	2.00	2.00
	82	-	地域防災コミュニティを主体とした地域障がい者支援策の確立	地域の住民がお互いに協力しあい、地域全体の安全を守るという意識の高揚と自発的な防災活動を促進して自主防災組織の設立を図り、福祉関係者、消防機関および自主防災組織等が連携、協力しながら地域内の避難行動要支援者（災害時要援護者）の把握に努め、地域における障がいのある人の救護体制の確立を図ります。	2.00	2.00	2.00
	83	○	名簿・「個別支援計画」の作成	避難行動要支援者（災害時要援護者）対象者名簿の整備・項目の加除を行います。また、要支援（要援護）者の個別支援計画の策定を進め、システム改修と合わせて対象者からの同意確認を行います。	2.00	2.00	2.00
	84	-	供給協定の締結	災害発生により被災した障がい・病気のある人等が必要とする医療品や器具等について、関係機関とあらかじめ供給協定の締結等を行い、確保に努めます。	0.00	3.00	2.00
	85	-	避難所における配慮の充実等	障がいのある人が、避難所において、必要な介護やプライバシーの保護を確保できるよう配慮するとともに、仮設住宅への優先的な入居に努めます。また、災害発生時の、障がいによる要支援者を対象とした福祉避難所の開設を検討し、市内・近隣の障害者支援施設等と協定を締結していきます。	2.00	2.00	2.00
	86	-	犯罪被害防止の普及	障がいのある人が犯罪被害に遭わないための知識を習得できるよう、「なるほど行政講座」などの利用促進を図ります。	1.00	1.00	1.67
②消費生活相談の実施	87	-	消費生活相談等の実施	消費生活センターで、窓口での相談の他、電話での相談も受け付ける消費生活相談を継続し、障がいのある人も含めたすべての市民の消費生活全般についての相談や苦情を受け付け、解決を支援します。また、広報紙、ホームページ、消費者だより等で消費者被害の事例情報、悪質商法の手口等に関する情報、訪問や勧誘による販売やネットショッピング等の留意点等の消費生活に関する情報提供を行うほか、消費者講座を開催します。	2.00	2.00	2.00
<b>平均点</b>					<b>1.63</b>	<b>2.00</b>	<b>1.96</b>

※ [自己評価の配点]

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点      ○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点

△当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点      ×実績や成果が全くなかった：0点